

支部役員選挙規約

(役員選挙)

第1条 支部内規第2条第1項、第2項及び第7項の規定に基づくこの支部の役員選挙は、この規定の定めるところによる。

(選挙の資格)

第2条 選挙を行う前年の12月31日現在において、支部会員名簿に記載されている正会員（法人である場合はその代表者）は全て選挙権及び被選挙権を有する。

(選挙の告示)

第3条 選挙に関する告示は支部総会の20日前までとし、全ての会員に知らせなければならない。

2. 告示の方法は支部選挙管理委員会の定めるところによる。

(支部選挙管理委員会)

第4条 選挙に関する事務を執行、管理するため支部選挙管理委員会（以下委員会という）をおく。

(委員会の構成)

第5条 委員会は支部総会の30日前までに支部役員会において委嘱された委員6名（各地区2名）をもって構成し、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。

(正副委員長の権限)

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となり委員会を代表する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは委員長の職務を代行する。

(委員会の義務及び権限)

第7条 委員会は、公明かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

2. 選挙権、被選挙権その他選挙の執行について疑義を生じたときは委員会がこれを判定する。

(委員に対する制約)

第8条 委員は支部長、副支部長、支部監査役の候補者はその推薦人になることができない。

2. 委員は選挙告示後辞任することができない。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、当該選挙による役員の中員の就任が確定し、選挙後の処理が終了したときまでとする。

(選挙人名簿の調製)

第10条 役員選挙に使用する選挙人名簿は地区長より提出された会員名簿により委員会が調製する。

(候補者の推薦及び届け出)

第11条 この支部の役員に立候補する者は、次の手続きを経なければならない。

(1) 支部幹事の立候補は、地区総会で選出し推薦するものとする。

(2) 支部長の立候補者は、支部正会員20名以上の推薦を受けたものとし、そ

のうち候補者の所属する地区正会員の10名以上の推薦を受けたものでなければならない。

(3) 副支部長立候補者は、支部正会員10名以上の推薦を受けたものとし、そのうち候補者の所属する地区正会員の5名以上の推薦を受けたものでなければならない。

(4) 支部監査役の立候補者は、各地区の推薦を受けた者でなければならない。

2. 前項第1号の候補者の届出は候補者の所属する地区の地区長、同第2号、第3号、第4号の届出は候補者が告示のあった日から支部総会の15日前までに推薦書をそえて、その旨を文書をもって委員会に届出るものとする。

3. 期日を過ぎて届け出たものは無効とする。ただし郵送の場合は当日の消印のあるものは有効とする。

4. 委員会は候補者数が当該定数に達しないときは受付締切日を総会の前日午後5時まで延期することができる。この場合委員会はすみやかに選挙人にその旨を知らせなければならない。

(候補者の届出書)

第12条 前条第1項第1号の規定による候補者の届出書にはその氏名、商号及び所属地区を記載しなければならない。

2. 前条第1項第2号、同第3号、同第4号の規定による候補者の届出書には、その氏名、年令、商号、住所、所属地区及び略歴を記載しなければならない。

(推薦届出の制限)

第13条 第11条第1項第2号および第3号の規定による推薦については、同一人をあらかじめ支部幹事候補者にしたり、また支部長及び副支部長の2種の候補者とすることができない。また、推薦者は同種の他の候補者を同時に推薦人になることができない。

2. 第11条第1項第4号の規定による推薦は、同一人を支部幹事、支部長及び副支部長のいずれの候補者とすることもできない。

(候補の辞退)

第14条 候補者は、当該選挙の行われる前日の午後5時までに候補辞退届書を委員会に提出して候補を辞退することができる。

2. 前項の場合はその1年間は再び候補となることができない。

(候補者一覧表の作成及び配布)

第15条 委員会は、候補者一覧表を作成し、当該選挙の行われる5日前までに選挙人に送付しなければならない。

ただし第11条第4項の規定により届出を延期したときはこの限りではない。

2. 支部幹事候補者の一覧表には、候補者の氏名、商号、及び所属地区を記載しなければならない。

3. 支部長、副支部長の候補者及び支部監査役候補者の候補者一覧表には、候補者の氏名、年令、商号、住所、略歴及び所属地区を記載しなければならない。

4. 候補者の氏名記載の順序は、50音順により委員会が定める。

(氏名の掲示)

第16条 委員会は選挙の当日、議場又は投票所内の見易い場所に支部長及び副支部長の候補者の氏名及び所属地区を掲示しなければならない。

2. 前項の氏名掲示の順序は前条第4項の規定により定めた順序に準ずるもの

とする。

(選挙立会人)

第17条 委員会は総会に出席した会員のなかから選挙立会人若干名を指名しなければならない。

2. 選挙立会人は投票及び開票に立会うものとする。
3. 投票のないときは委員会は選挙立会人の指名を省略することができる。

(投票用紙)

第18条 投票用紙は、種類別にあらかじめ第15条第4項により、候補者の氏名を記載して委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

(選挙の方法)

第19条 支部長及び副支部長の選任は選挙によるものとし、支部総会において議長の指示と委員会の定める秩序に従い次の方法によって行う。

- (1) 出席正会員を選挙人とし、支部長は単記無記名投票によって行い、副支部長は連記無記名投票によって行う。
 - (2) 投票の方法は1人一票とする。
 - (3) 選挙人は投票場入口において、選挙資格の確認を受けてから入場し、投票用紙の交付を受け、これに記載された候補者の氏名のうち、選挙しようとする氏名の上に○印を記載し、委員会の定めた各役員別の投票箱に投票するものとする。
 - (4) 前項の○印の数はその役員の定員数をこえ、また不足してはならない。
2. 支部幹事及び支部監査役は、支部長及び副支部長の選任ののちに、支部総会の承認を得て選任する。選任は、出席選挙人が行うものとする。

(投票の省略)

第20条 支部長及び副支部長の候補者の数が当該定数であるときは、投票は行わない。この場合当該候補者を当選者とする。

(投票の効力)

第21条 次の投票は無効とする。

- (1) 委員会が定めた正規の用紙を用いないもの。
- (2) 第19条の規定に違反したもの。
- (3) 委員会が無効と判定したもの。

(開票の順序及び当選者の決定)

第22条 開票は支部長、副支部長の順序によって行い、それぞれの得票数の多い者を当選者とする。ただし、支部長の選挙については、得票数が有効投票の過半数に達しないとき、上位得票者2名について再投票を行い、これを決定しなければならない。

2. 得票数が同一であるときは再投票を行い、なお同一数のときは委員会が定める抽選方法によりその順位を決定する。
3. 開票について疑義が生じたときは、立会人の意見を聞いて委員会が決定する。
4. 支部長、副支部長は幹事となる。

(選挙終了後の処理)

第23条 委員会は当選者及び次点者の順位を決定し、委員長は当選者に就任の承諾を求めなければならない。

2. 委員長は議長の指示を得て選挙の経過及び結果を総会に報告するものとし議長はこれを総会に諮りその承諾を得なければならない。
3. 委員会は選挙録を作成し選挙に関する経過及び結果を記載して、議長、委員長並びに立会人の互選による代表1名が、各々これに署名捺印しなければならない。
4. 選挙録は選挙に関するその他の書類と共に、当選役員の在任期間中、この会の事務所に保存しなければならない。

(補選)

第24条 支部内規第2条第1項及び第7項の規定にかかわらず、支部役員に欠員を生じた場合は、支部総会の委任を受けて支部役員会で選任することができる。その場合第3条から10条まで第11条第2項から第4項第12条第2項、14条から23条までの手続きを省略することができる。

- (1) 支部幹事候補者の補欠選任は、第11条第1項(1)と第12条第1項の規定による手続きを経なければならない。
- (2) 支部監査役候補者補欠選任は第11条第1項(3)と第12条第1項第2号の規定による手続きを経なければならない。
- (3) 支部長、副支部長が欠けた場合の補欠選任については本条を適用しない。

(規約の改廃)

第25条 この規約の改廃は、支部役員会の議決によりこれを定める。

[別表]

役員選出数一覧表

地区名	幹事	監査役	副支部長	支部長
大井	10	1	2～3	1
五反田	11	1		
荏原	11	1		
計	32	3	2～3	1